

平成 2 8 年度東京都税制調査会
第 2 回 小委員会

[地方消費税に関する資料]

平成 2 8 年 7 月 2 1 日

「地方消費税に関する資料」 目次

資 料 名	頁
消費税の概要	1
地方消費税の概要	2
消費税収、地方消費税収の推移	3
消費税率（国・地方）について	4
地方消費税率引上げに係る影響額（東京都試算）	5
地方消費税の清算基準と市町村交付金の仕組み	6
消費税率10%引上げの再延期が地方財政に及ぼす影響	7
引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について	8
消費税の使途	9
地方における目的別歳出構成の推移	10
社会保障給付費の見通し	11
軽減税率制度の概要	12
軽減税率制度の対象品目	13
軽減税率の問題点に係る各団体等の意見	14
諸外国における付加価値税の標準税率の推移	15
主要国の付加価値税の概要	16
国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合	17
収入階級別の実収入に対する税負担の推計（平成25年）	18
諸外国の逆進性対策①イギリス	19
諸外国の逆進性対策②カナダ	20
諸外国の逆進性対策③ニュージーランド	21

消費税の概要

項目	内容																			
課税対象	(1) 国内取引：国内において事業者が行う資産の譲渡等	(2) 輸入取引：輸入貨物																		
納税義務者	(1) 国内取引：事業者	(2) 輸入取引：輸入者																		
課税標準	(1) 国内取引：課税資産の譲渡等の対価の額	(2) 輸入取引：輸入の際の引取価格																		
税率	6. 3%（地方消費税と合わせて8%） （29年4月1日以降 7. 8%（地方消費税と合わせて10%）） 【28年度改正】29年4月1日以後 酒類・外食を除く飲食物品及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞 6. 24%（地方消費税と合わせて8%）																			
納付税額の計算	消費税の納付税額 = 課税売上高 × 税率 - 仕入税額																			
輸出免税	輸出取引等（貨物の輸出、国際輸送・通信等）																			
非課税	土地の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉、住宅家賃等																			
中小企業に対する特例措置	(1) 事業者免税点制度 基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務を免除 （注1）特定期間（前年又は前事業年度上半期）の課税売上高（給与支払額）が1,000万円超の事業者については、納税義務を免除しない （注2）基準期間のない法人のうち、資本金又は出資金が1,000万円以上の法人については、納税義務を免除しない （注3）基準期間のない法人のうち、課税売上高5億円超の事業者等により設立された法人については、納税義務を免除しない (2) 簡易課税制度 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とすることができる。 （みなし仕入率） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>第1種事業（卸売業）</td> <td>-----</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>第2種事業（小売業）</td> <td>-----</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>第3種事業（製造業等）</td> <td>-----</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>第4種事業（その他の事業）</td> <td>---</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>第5種事業（サービス業等）</td> <td>---</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>第6種事業（不動産業）</td> <td>-----</td> <td>40%</td> </tr> </table>		第1種事業（卸売業）	-----	90%	第2種事業（小売業）	-----	80%	第3種事業（製造業等）	-----	70%	第4種事業（その他の事業）	---	60%	第5種事業（サービス業等）	---	50%	第6種事業（不動産業）	-----	40%
第1種事業（卸売業）	-----	90%																		
第2種事業（小売業）	-----	80%																		
第3種事業（製造業等）	-----	70%																		
第4種事業（その他の事業）	---	60%																		
第5種事業（サービス業等）	---	50%																		
第6種事業（不動産業）	-----	40%																		
申告・納付	(1) 国内取引 ①確定申告 法人は課税期間の末日の翌日から2か月以内、個人事業者は翌年の3月末日までに申告・納付 ②中間申告 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>直前の課税期間の年税額</th> <th>中間申告・納付回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円以下</td> <td>任意の中間申告(年1回)が可能</td> </tr> <tr> <td>48万円超 400万円以下</td> <td>年1回(前課税期間の年税額の1/2)</td> </tr> <tr> <td>400万円超 4,800万円以下</td> <td>年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)</td> </tr> <tr> <td>4,800万円超</td> <td>年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)</td> </tr> </tbody> </table> (2) 輸入取引：保税地域からの引取りの際に申告・納付		直前の課税期間の年税額	中間申告・納付回数	48万円以下	任意の中間申告(年1回)が可能	48万円超 400万円以下	年1回(前課税期間の年税額の1/2)	400万円超 4,800万円以下	年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)	4,800万円超	年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)								
直前の課税期間の年税額	中間申告・納付回数																			
48万円以下	任意の中間申告(年1回)が可能																			
48万円超 400万円以下	年1回(前課税期間の年税額の1/2)																			
400万円超 4,800万円以下	年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)																			
4,800万円超	年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)																			
価格表示	課税事業者は、消費者に対してあらかじめ値札や広告などにおいて商品・役務の価格を表示する場合、税込価格を表示（総額表示） （注）総額表示義務の特例として、平成25年10月1日から平成30年9月30日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされている（消費税転嫁対策特別措置法） ※消費者の利便性に配慮する観点から、本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。																			

注1 財務省ホームページより作成。

2 消費税率10%への引上げ及び軽減税率制度の導入時期は平成31年10月に再延期予定。上記は現在公布されている法令に基づく。

地方消費税の概要

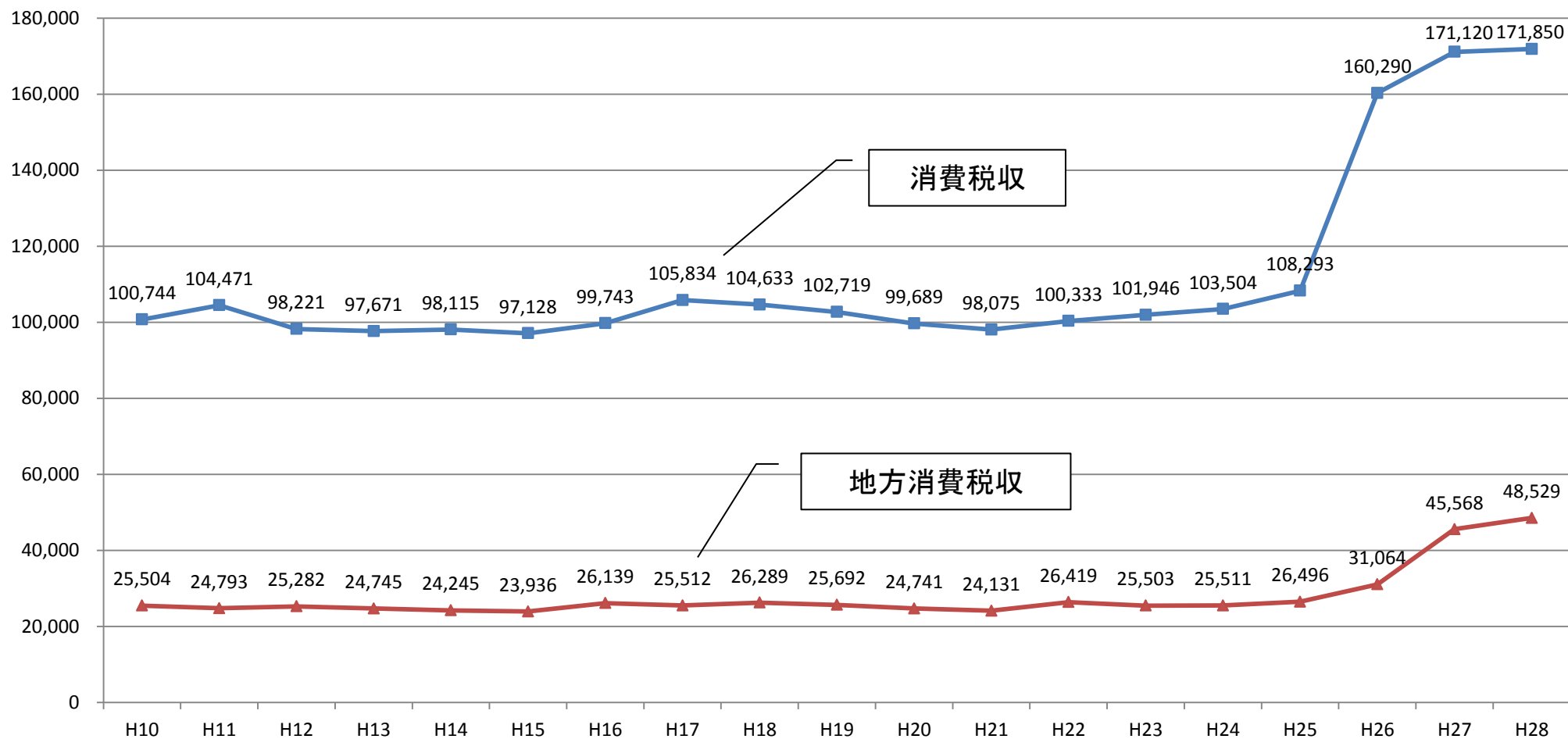
項目	内容			
課税主体	都道府県			
納税義務者	(譲渡割) 課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者			
課税方式	(譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付			
課税標準	消費税額			
税率	～平成26年3月	100分の25 (消費税率換算 1%)	国の消費税 と合わせて	5%
	平成26年4月～	63分の17 (消費税率換算 1.7%)	〃	8%
	平成29年4月～	78分の22 (消費税率換算 2.2%)	〃	10%
税込	31,064億円(平成26年度決算額)			
用途 (平成26年4月～)	制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ)			
清算	国から払い込まれた地方消費税額につき、最終消費地に税込を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間で清算			
	指標			ウェイト
	「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額			15/20
	「人口(国勢調査)」			3/20
「従業者数(経済センサス基礎調査)」			2/20	
交付金	税込(清算後)の2分の1を市町村に交付			
交付基準	人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス基礎調査)1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分)			
沿革	平成9年4月 創設、平成24年8月 改正法公布(施行は平成26年4月、平成29年4月) 平成26年4月 税率100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引上げ			

注1 総務省ホームページ「地方消費税の概要」、総務省「平成28年版地方財政白書」等より作成。

2 消費税率10%への引上げ及び軽減税率制度の導入時期は平成31年10月に再延期予定。上記は現在公布されている法令に基づく。

消費税込、地方消費税込の推移

(単位: 億円)



注 消費税込は、平成26年度以前は決算額、27年度は補正後予算額、28年度は当初予算額である。
地方消費税込は、平成26年度以前は決算額、平成27年度以降は地方財政計画による。

消費税率（国・地方）について

	～平成25年度	平成26年度～	平成29年度～	
			標準税率	軽減税率
消費税 ＋ 地方消費税	5%	8%	10%	8%
消費税	4%	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税 (※消費税率換算)	1%	1.7%	2.2%	1.76%
地方消費税率	100分の25	63分の17	78分の22	

注1 総務省資料より抜粋。

2 消費税率の10%への引上げ及び軽減税率制度の導入時期は平成31年10月に再延期予定。上記は現在公布されている法令に基づく。

地方消費税率引上げに係る影響額（東京都試算）

＜平成28年度当初予算ベース＞

区分	総額	影響額
平成28年度 当初予算	6,398億円	
税率10%に引き上げた場合 (平年度)	約8,300億円	約1,900億円

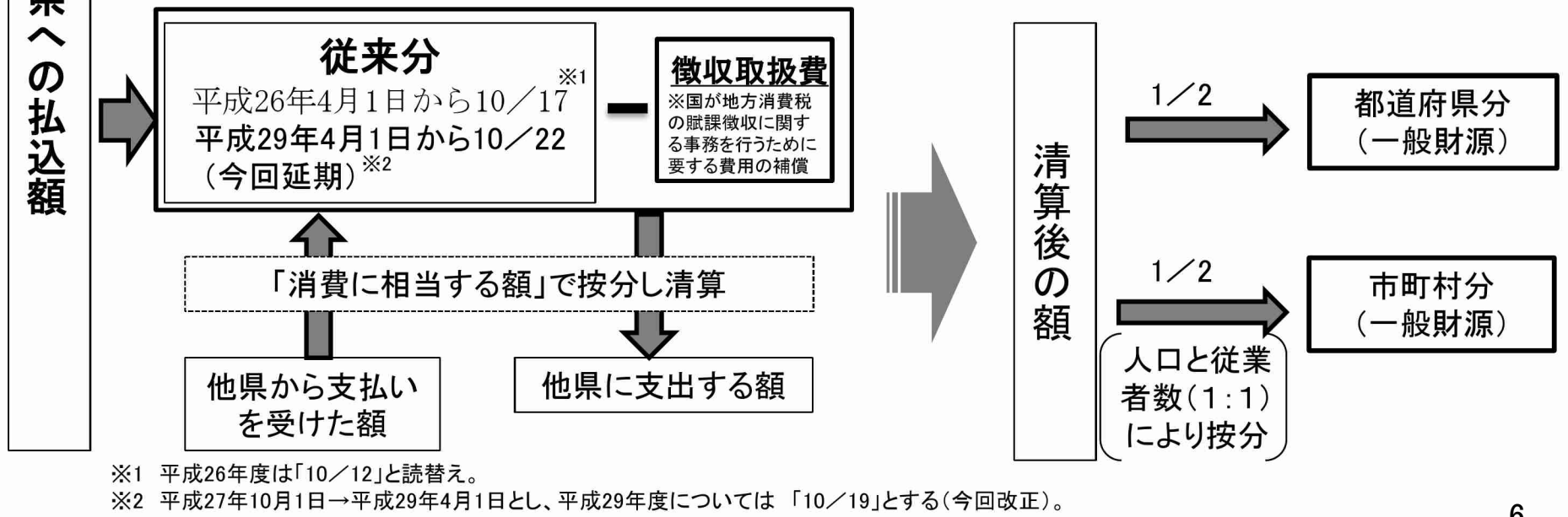
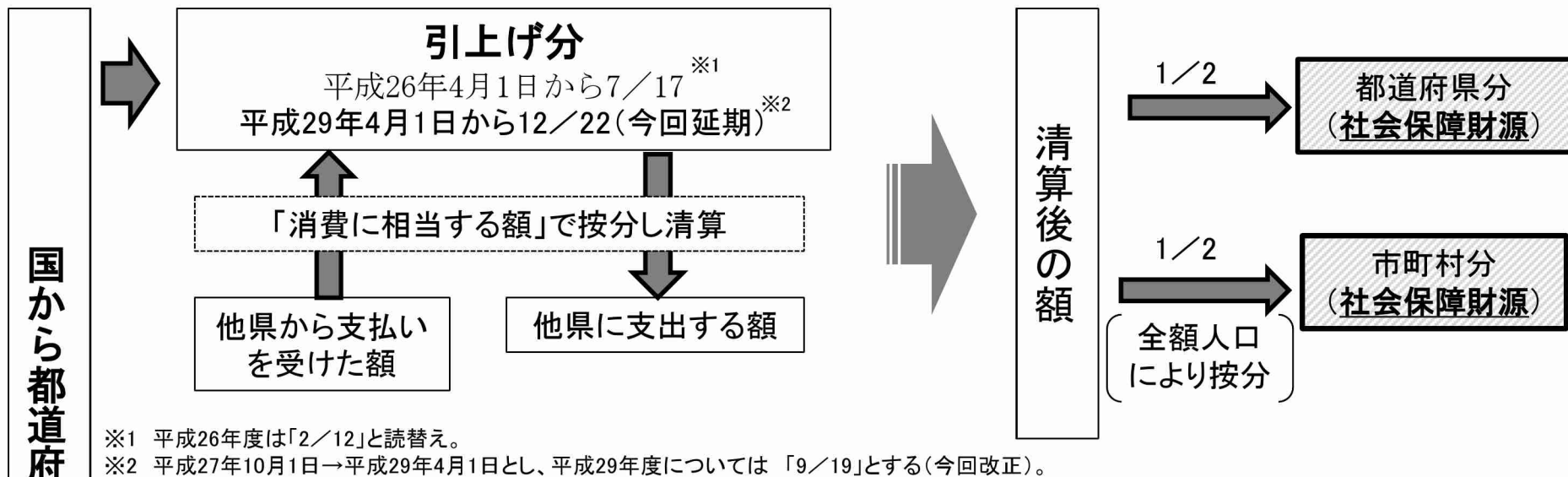
注1 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」に定められた税率を基に試算。

【内訳】税率 8%：国6.3%、地方1.7%

税率 10%：国7.8%、地方2.2%

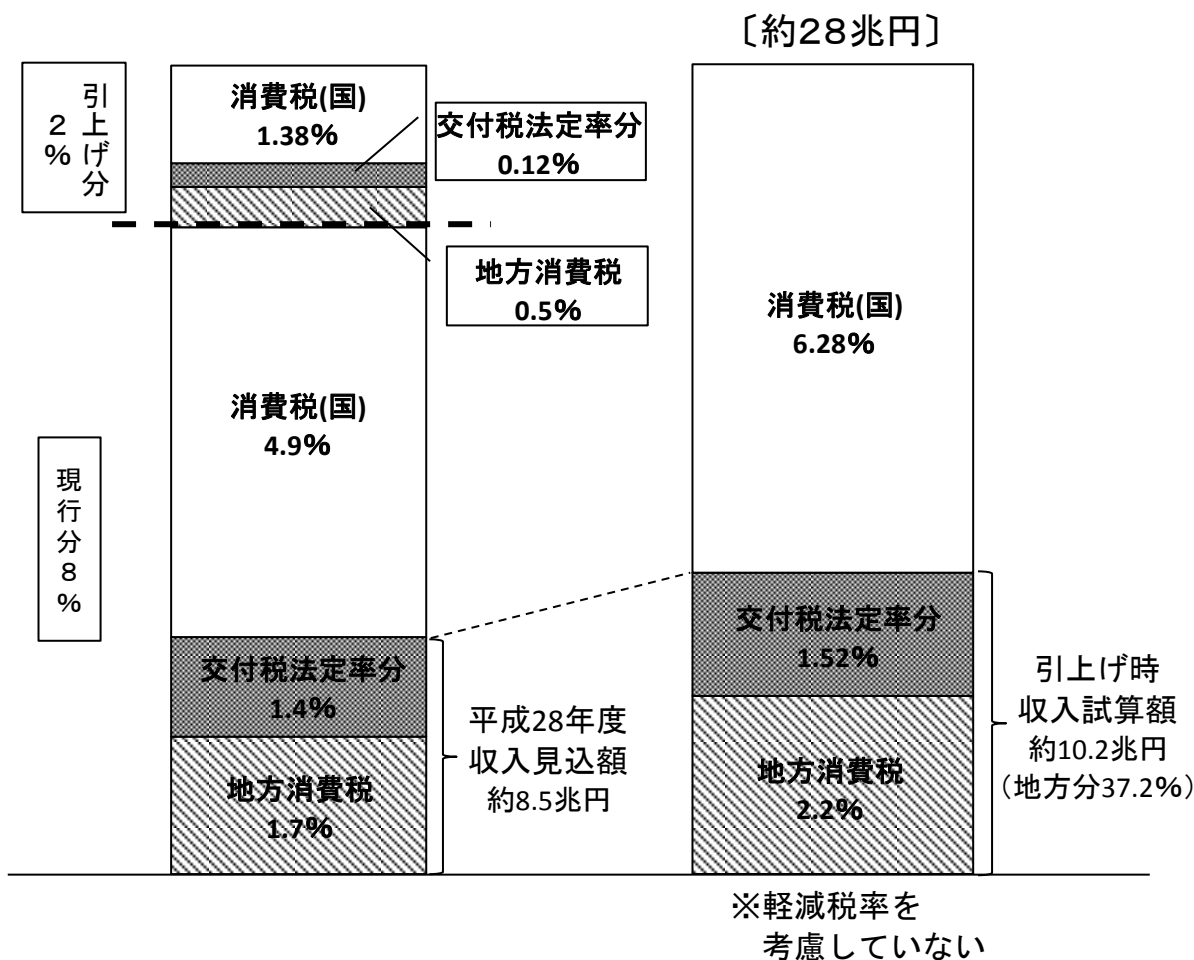
2 軽減税率等による影響は考慮していない。

地方消費税の清算基準と市町村交付金の仕組み



注1 総務省資料より抜粋。
 注2 消費税率の10%引上げ及び軽減税率制度の導入時期は平成31年10月に再延期。上記は現在公布されている法令に基づく。

消費税率10%引上げの再延期が地方財政に及ぼす影響



【試算の前提】

- ・ 消費税込 1%相当分：約2.8兆円
- ・ 軽減税率の対象：酒類除く飲食料品
(1%あたり減収額6,600億円)
- ・ 軽減税率：8%に据置



軽減税率導入による減収 約▲1兆3,200億円
うち地方分(減収の37.2%) 約▲4,900億円



軽減税率導入による減収を考慮すると、消費税率10%引上げ時の地方分収入は、約9.7兆円



平成28年度と比較すると年間で約1.2兆円、平成29年4月から平成31年10月までの2年半で約3.0兆円の増収分が失われるおそれ

注1 「平成28年度税財政等に関する提案（H27.7月提言からの変更点等）」（平成27年11月）（全国知事会）、総務省「平成28年度地方財政計画」、財務省「平成28年度予算政府案」等をもとに作成。

2 平成28年度の収入見込額は、地方財政計画額及び当初予算額から算定。

引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について

1 消費税率(国・地方)引き上げの趣旨

- 主として「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)の財源確保

「社会保障・税一体改革大綱(抜粋)」(平成24年2月17日閣議決定)

消費税込(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その使途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。

「地方税法第72条の116」

消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする。

2 趣旨を踏まえ求められる対応

① 社会保障財源の確保

- 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)を全て社会保障施策に要する経費に充てる。

「社会保障施策に要する経費」には社会保障4経費が含まれているところ、この「社会保障施策」とは、社会福祉、社会保険、保健衛生のいずれかに関する施策をいう。

- ・「社会福祉」:生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉(身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉)等
- ・「社会保険」:国民健康保険、介護保険、年金等
- ・「保健衛生」:医療に係る施策、感染症その他の予防対策、健康増進対策等

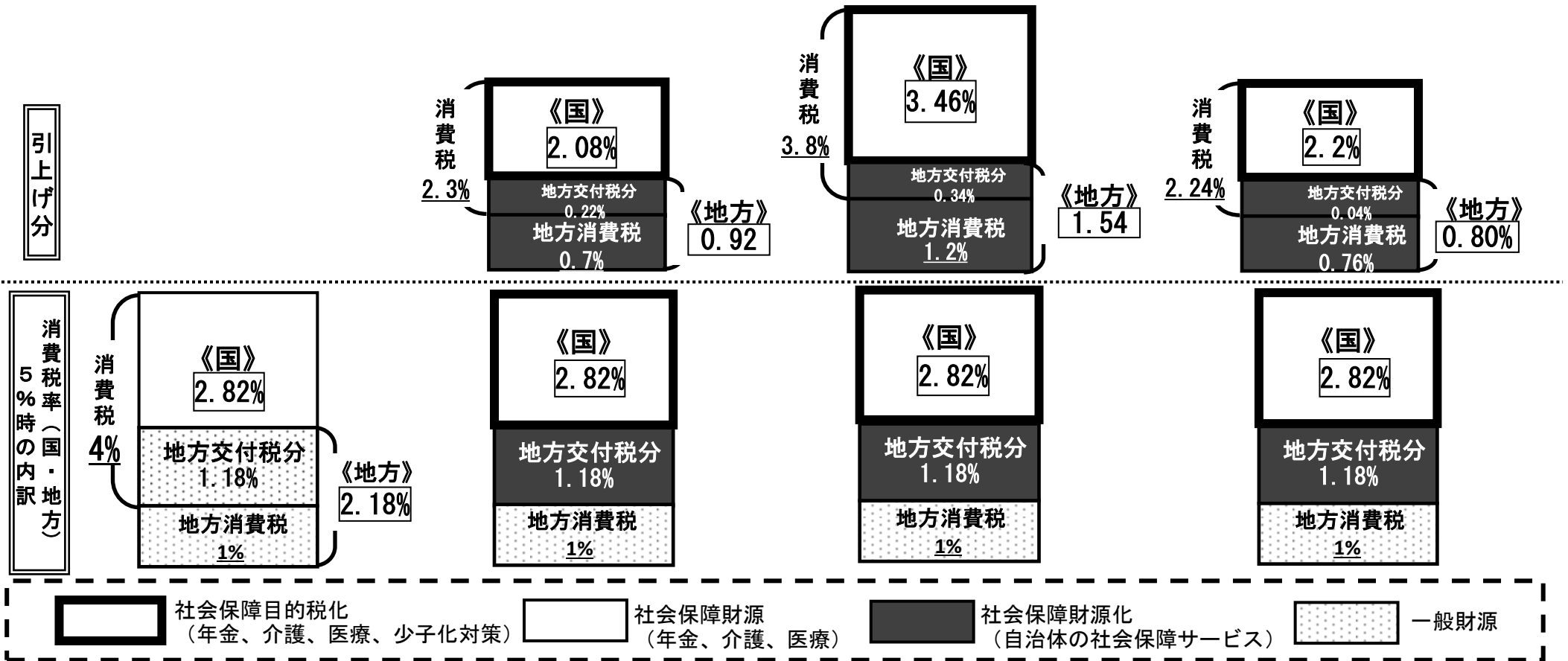
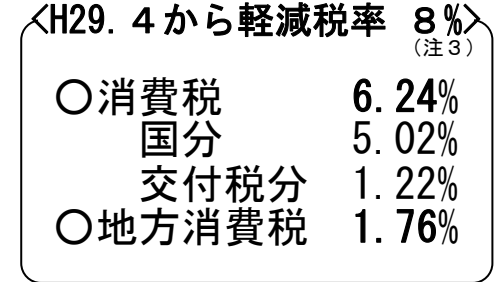
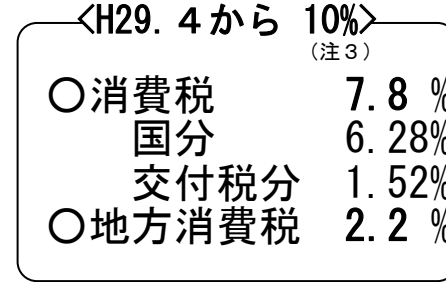
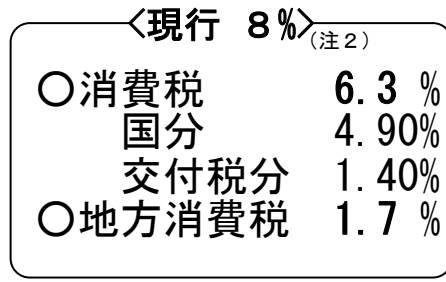
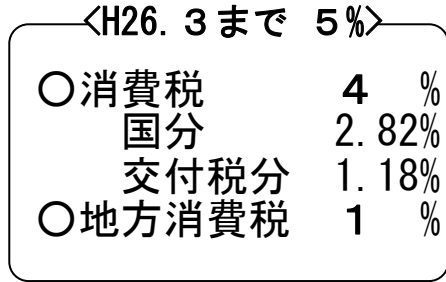
- 事務費や事務職員の人件費等には充てない。

② 住民に対する説明責任

- 上記経費への引上げ分の地方消費税収の充当について、予算書や決算書の説明資料等において明示。

消費税の使途

〔社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律〕等

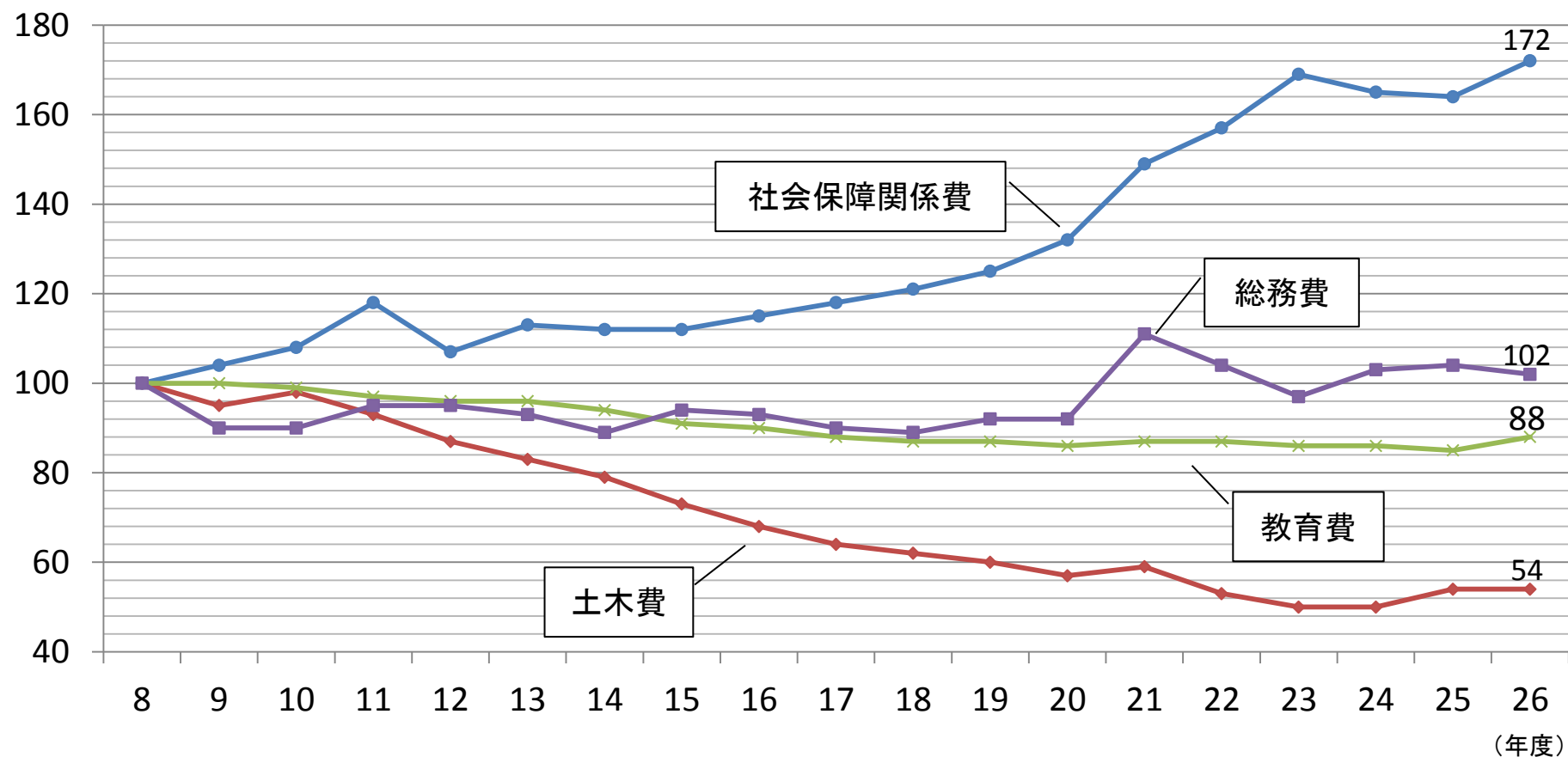


注1 財務省資料等により作成。

注2 平成28年度の数字である。

注3 消費税率10%への引上げ及び軽減税率制度の導入時期は平成31年10月に再延期予定。上記は現在公布されている法令に基づく。

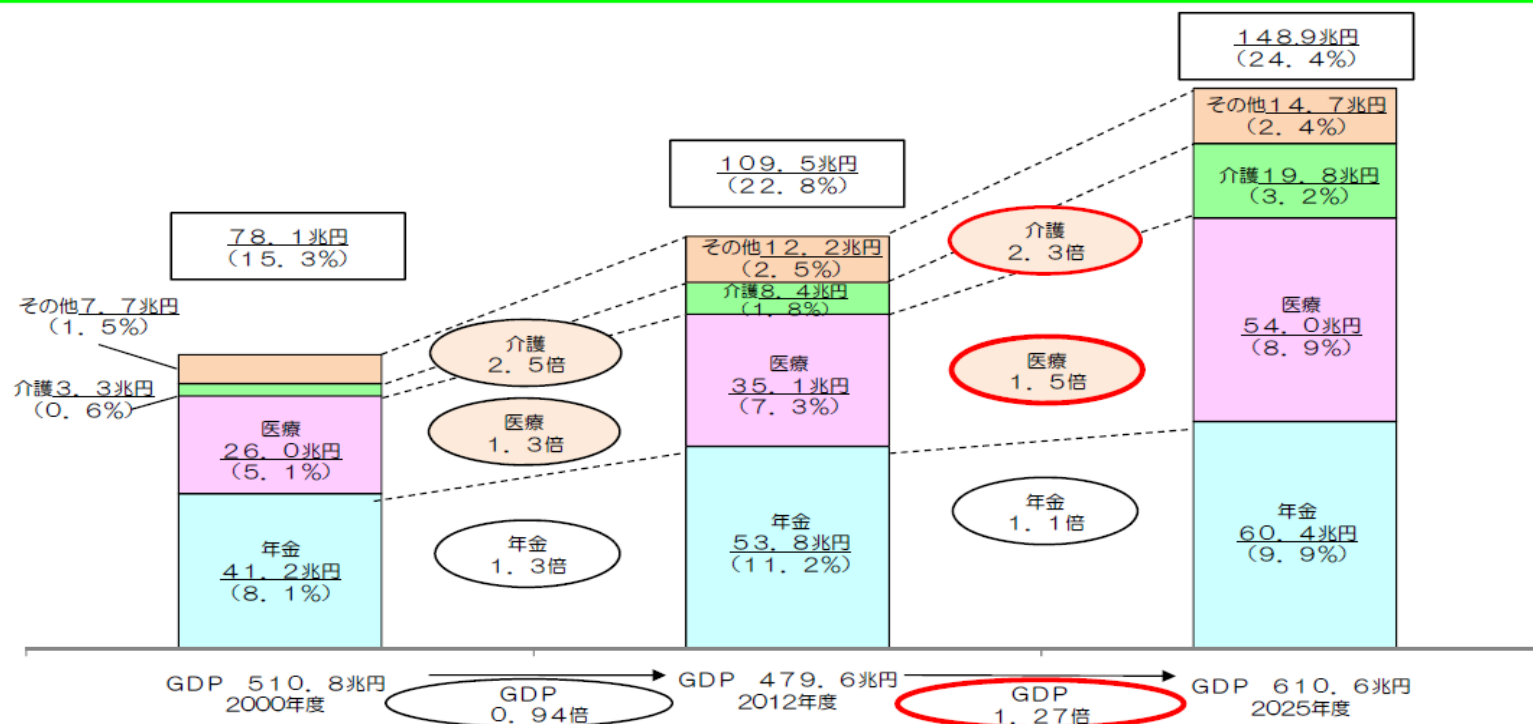
地方における目的別歳出構成の推移



- 注1 総務省「地方財政白書」、財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」及び「地方財政要覧」等をもとに作成。
 注2 社会保障関係費は、決算統計の民生費・衛生費・労働費から災害救助費・清掃費を除いたもの。
 注3 数値は平成8年度の各費目ごとの地方歳出決算額を100としたときの指数。

社会保障給付費の見通し

- **2025年には**、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる「超高齢社会」を迎え、医療・介護のニーズもピークに向かう。
- 社会保障給付は、高齢化とともに今後も急激な増加が見込まれ、税・社会保険料といった国民負担の増大が見込まれる。特に、医療・介護分野における給付の増加が顕著であり、国民負担（財源調達力）のベースとなるGDPの伸び（消費税収）及び現役世代の負担能力の伸び（保険料収入）を上回って増加の見通し。



注1 財政制度等審議会「平成27年度予算の編成等に関する建議」(平成26年12月25日)資料より抜粋。

注2 2000年度における社会保障給付費は国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」、GDPは内閣府「国民経済計算」による。

2012年度及び2025年度における社会保障給付費及びGDPは平成24年3月30日厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計の改定について(平成24年3月)」による。

注3 表記額は実額、()内の%表示はGDP比。

注4 「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

軽減税率制度の概要

税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月に、軽減税率制度を導入する。

- 軽減税率の対象品目
 - ・ 酒類及び外食を除く飲食料品
 - ・ 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞
- 軽減税率：8%（国分：6.24%、地方分：1.76%） 標準税率：10%（国分：7.8%、地方分：2.2%）
- 適格請求書等保存方式の導入
 - ・ 平成33年4月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入する。
 - ・ 適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件。適格請求書の税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算のいずれかの方法による。

（適格請求書等保存方式導入までの経過措置）

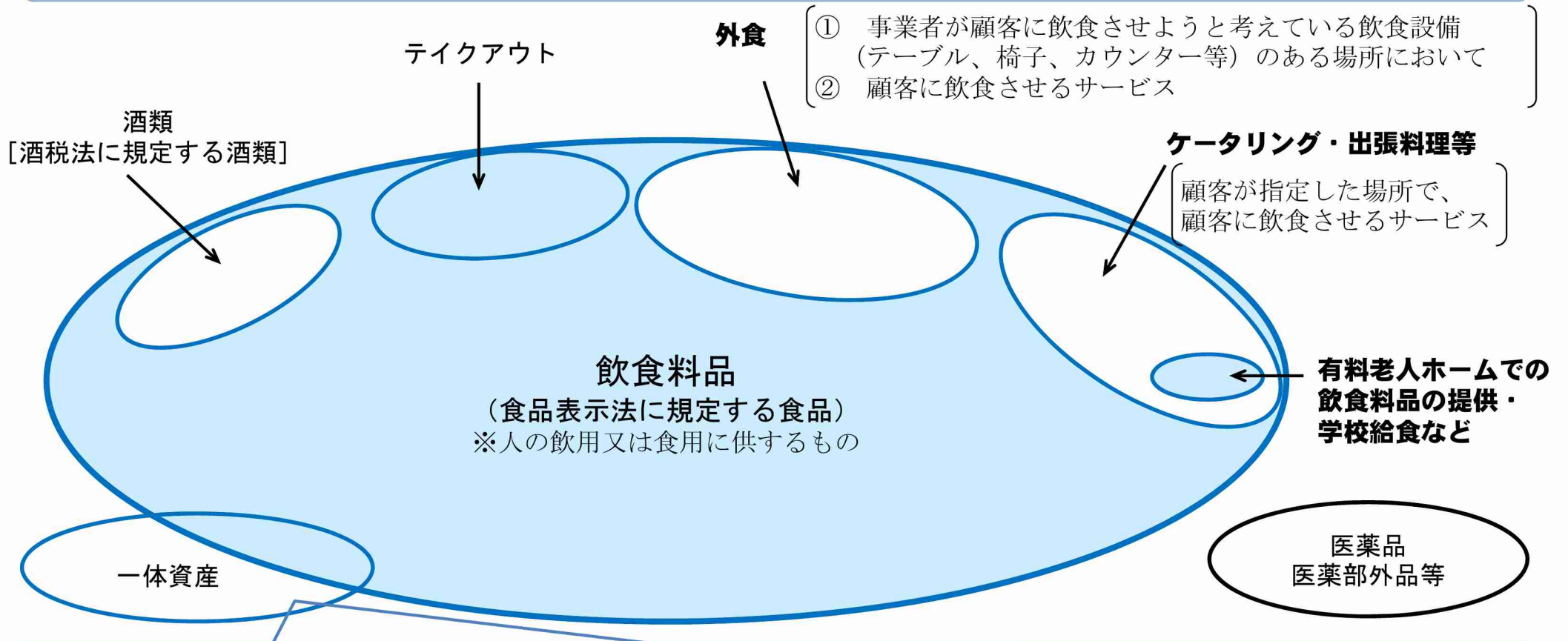
 - ・ 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。売上・仕入税額の計算の特例を設ける。

（適格請求書等保存方式導入後の経過措置）

 - ・ 適格請求書等保存方式の導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。
- 財政健全化目標を堅持し、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保する。（28改正法に以下を規定）
 - ① 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
 - ② 平成30年度の「経済・財政再生計画」の中間評価等を踏まえ、歳入及び歳出の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。
- 軽減税率制度の導入・運用に当たり混乱が生じないように、政府・与党が一体となって万全の準備。（28改正法に以下を規定）
 - ① 必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証し、円滑な導入・運用のための必要な措置を講ずる。
 - ② 適格請求書等保存方式に係る事業者の準備状況、軽減税率制度導入の簡易課税制度への影響等を検証し、必要な措置を講ずる。

軽減税率制度の対象品目

- ① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、
外食等を除く）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡



【一体資産の取扱い】

- 例えば、おもちゃ付のおかしや紅茶とティーカップの詰め合わせ等、軽減税率の対象である食品が、あらかじめ他の資産と一体として販売される場合は、一体資産の販売価格（税抜）が1万円以下のもので、その価額のうち食品に係る価額が2/3以上を占めているときに限り、その全体が軽減税率の対象となる（一体資産全体の価格のみが提示されている場合に限る）。

軽減税率の問題点に係る各団体等の意見

	与党税制協議会	日本経済団体連合会等	東京商工会議所	東京税理士会
軽減税率対象品目の設定について	<ul style="list-style-type: none"> 対象品目を広く取ると所要財源が大きくなるため、<u>対象品目を限定せざるを得ない</u>。しかし、消費者や事業者の理解が得られなくなるため、結局、<u>対象品目の見直しの声(陳情合戦)</u>が高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽減税率の対象品目となるか<u>線引きが不明確であり、国民・事業者双方に大きな混乱を与えることになる</u>。 類似の品目間で公平性のある取扱いをすることも困難であり、<u>国民の不満を招くとともに、事業者間の競争を阻害する</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象品目の線引き等で国民や事業者に大きな混乱を招く。 軽減税率を導入している<u>欧州においては、対象商品をめぐり訴訟に至るケースもあり、レポート等でも多くの問題が指摘されている</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者世帯の消費税負担を十分に軽減させるためには、低所得者世帯の消費支出行動を調査して、軽減税率適用対象品目を食料品以外にも際限なく広げなければならない。しかしながら、<u>軽減税率適用対象品目の拡大は、税収を大きく減少させ、また、低所得者世帯以外の世帯への効果もさらに大きくなることから、望ましいことではない</u>。
事業者の事務負担の増加について	<ul style="list-style-type: none"> インボイスを含む新たな区分経理の仕組みを導入することが不可欠。 消費者と直接接することのない川上や流通等の中間段階の事業者まで広範な事業者の事務負担が増加。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>新たに区分経理の事務が発生し、大きく事務負担が増加する</u>。 簡易課税制度の複雑化や、インボイス導入による免税事業者の取引からの排除問題を含め、<u>中小・小規模事業者に過度な事務負担を強いることになる</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模な事業者ほど、日々の取引において複雑な事務負担が大幅に増加。 インボイス導入により、中小企業の事務負担が2倍以上に膨らむ。 免税点制度や簡易課税制度といった、<u>中小企業の事務負担に配慮された制度の維持が困難になる</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽減税率を適用した場合、事業者の事務負担が増加する。 事業者によっては、<u>消費税還付申告のために課税事業者を選択せざるを得ない状況を誘引し、結果として、小規模事業者に配慮した事業者免税点制度・簡易課税制度が形骸化する</u>。
社会保障財源の減少について	<ul style="list-style-type: none"> 高所得者にまで負担軽減効果が及び、<u>政策目的(低所得者対策)になじまない負担軽減効果が発生し、所要財源が大きくなる一因となる</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数税率は逆進性対策としては非効率である一方、<u>大幅な税収減を招き、社会保障制度の持続可能性を損なう</u>。 低所得者対策としては、<u>給付措置で対応すべきである</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数税率の導入は、<u>社会保障財源を大きく減少させ、給付の削減、消費税の再引き上げにつながる</u>。 <u>本来軽減措置を必要としない高所得者も恩恵を受ける仕組みとなっているため、複数税率は低所得者対策の手段として非効率</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>低所得者世帯に対する効果が限定的であるのに対して、税収減収額＝逸失税収額が多額になるという点に最大の問題がある</u>。

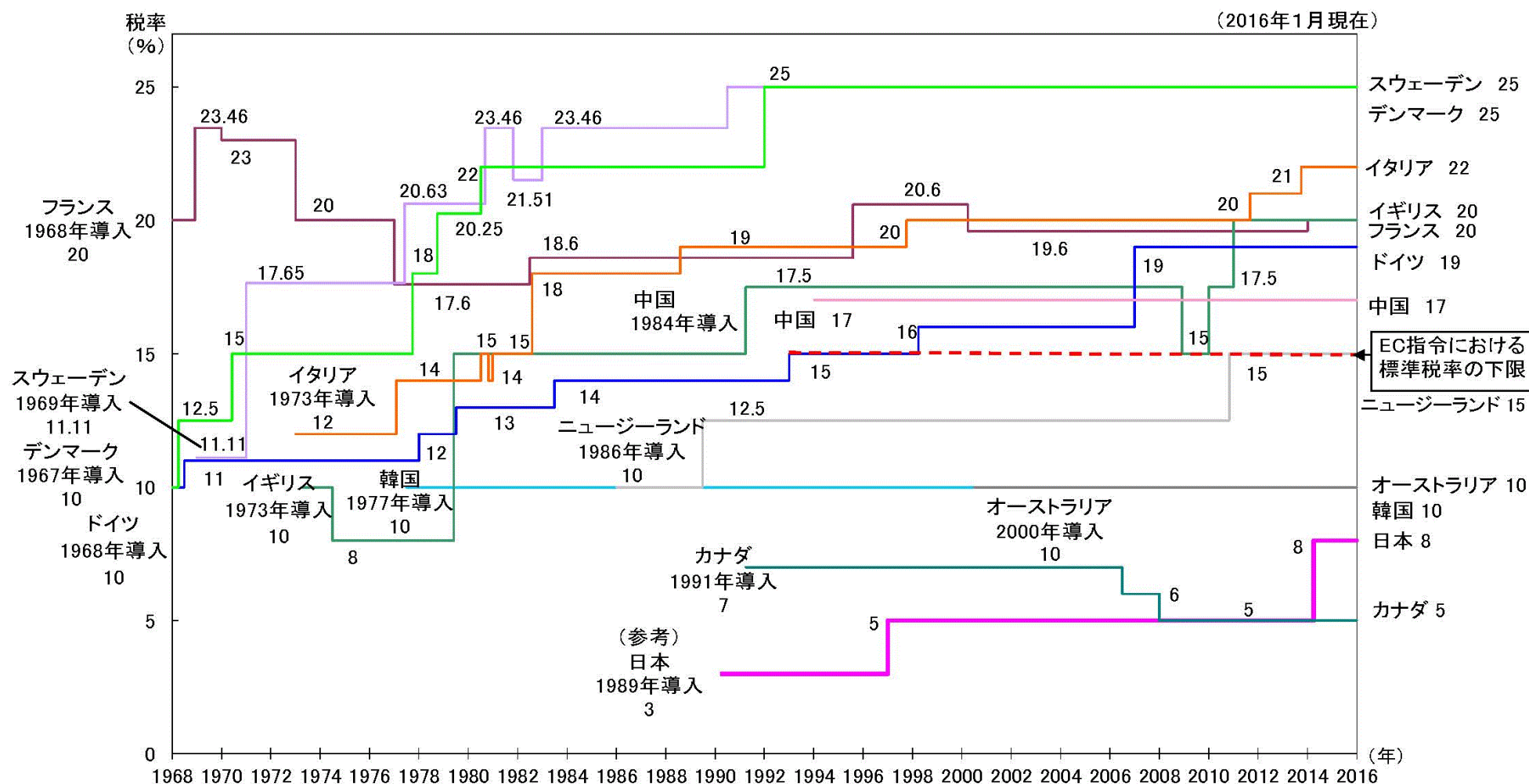
注1 「与党税制協議会」は、「消費税軽減税率制度検討委員会資料(第4回)」(2015年9月10日)より抜粋し作成。

2 「日本経済団体連合会等」は、「消費税の複数税率導入に反対する意見(9団体連名)」(2014年7月2日)より抜粋し作成。

3 「東京商工会議所」は、東京商工会議所ホームページ「複数税率導入への反対について」より抜粋し作成。

4 「東京税理士会」は、「軽減税率適用に関する考え方について(会長諮問答申)」(平成26年1月31日)より抜粋し作成。

諸外国における付加価値税の標準税率の推移



注1 財務省ホームページより抜粋。

2 中国においては、1984年の導入時には品目により適用税率が異なっていたが（6～16%）、1994年に原則として17%の税率が適用されることとなった。

3 EUにおいては、1992年のEC指令の改正により、1993年以降付加価値税の標準税率を15%以上とすることが決められている。

主要国の付加価値税の概要

(2016年1月現在)

区分	日本	E C 指令					
		フランス	ドイツ	イギリス	スウェーデン		
施行	1989年	1977年	1968年	1968年	1973年	1969年	
納税義務者	資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者	利益を得るために経済活動を独立して行う者及び輸入者	
非課税	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	土地の譲渡（建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育等	
税率	標準税率	8%（注2） （地方消費税を含む）	15%以上	20%	19%	20%	25%
	ゼロ税率	なし	ゼロ税率及び5%未満の超軽減税率は、否定する考え方を採っている	なし	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等	医薬品（医療機関による処方）等
	輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	なし （注3）	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス等 …5%以上 （2段階まで設定可能）	旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等 …10% 書籍、食料品等 …5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 …2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用等 …7%	家庭用燃料及び電力等 …5%	食料品、宿泊施設の利用、外食サービス等 …12% 新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等 …6%
	割増税率	なし	割増税率は否定する考え方を採っている	なし	なし	なし	なし
課税期間	1年（個人事業者：暦年、法人：事業年度） ただし、選択により3か月又は1か月とすることができる。	1か月、2か月、3か月又は加盟国の任意により定める1年以内の期間	1か月（注4）	1年	3か月（注5）	1か月、3か月又は1年（注6）	

注1 財務省ホームページ等により作成。

注2 平成27年度税制改正大綱では、平成29年4月1日より10%（地方消費税を含む）に引き上げるとしているが、引上げ時期は平成31年10月に延期予定。

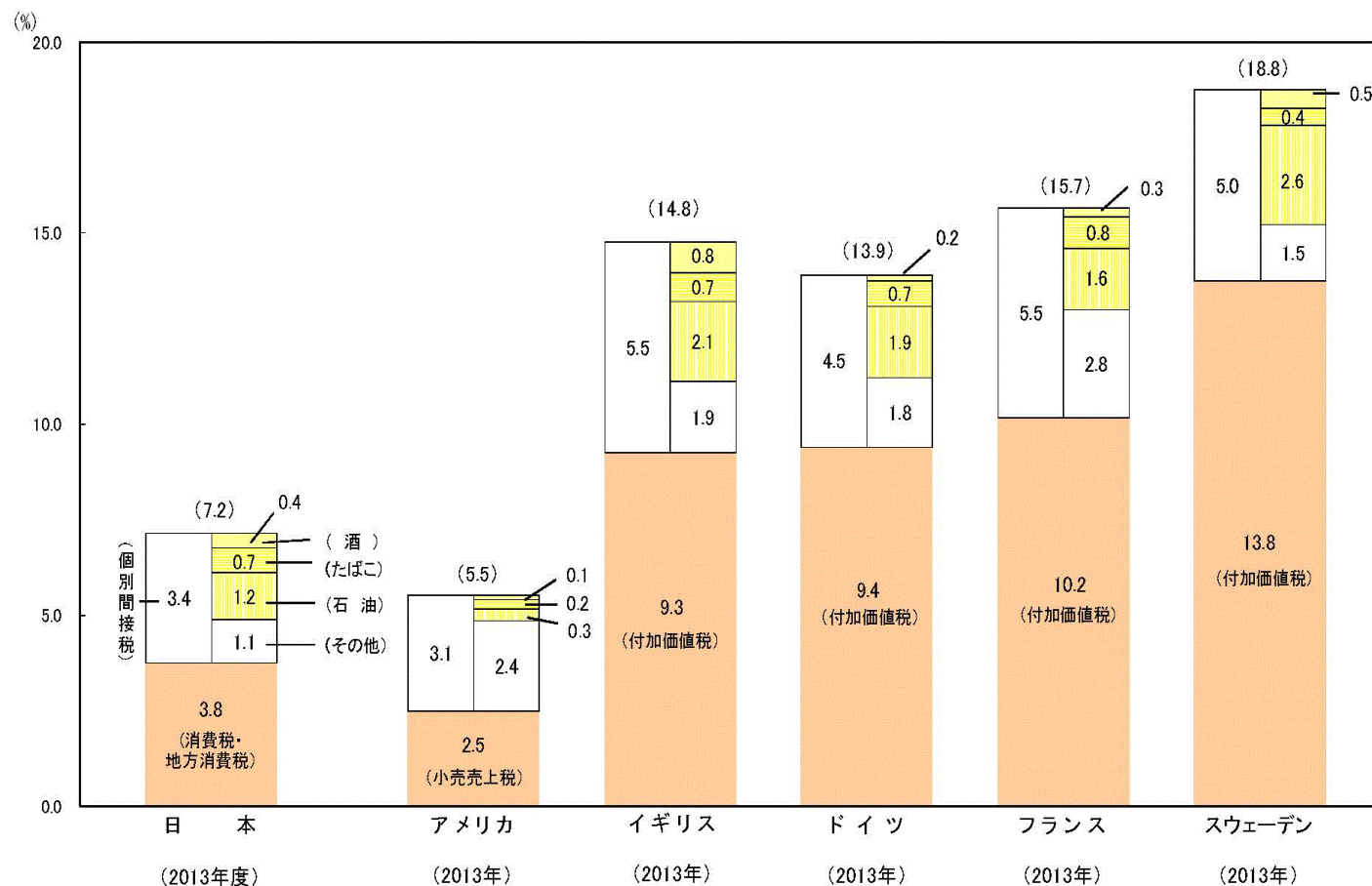
注3 平成28年度税制改正大綱では、消費税率10%引上げ時に、飲食物品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。）の譲渡をいい、外食サービスを除く。）及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡に対し、8%の税率を適用するとしている。

注4 課税売上が一定額以下等の場合には、上記以外の課税期間を選択することができる。

注5 課税売上が一定額以下等の場合には、1年の課税期間を選択することができる。また、申請等によってより短い課税期間を選択することができる。

注6 課税期間は課税売上に応じて決定される（課税売上が大きいほど短い課税期間となる）。ただし、申請によってより短い課税期間を選択することができる。

国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合



(参考) 国内総生産に占める消費課税・付加価値税（消費税等）の割合(%)

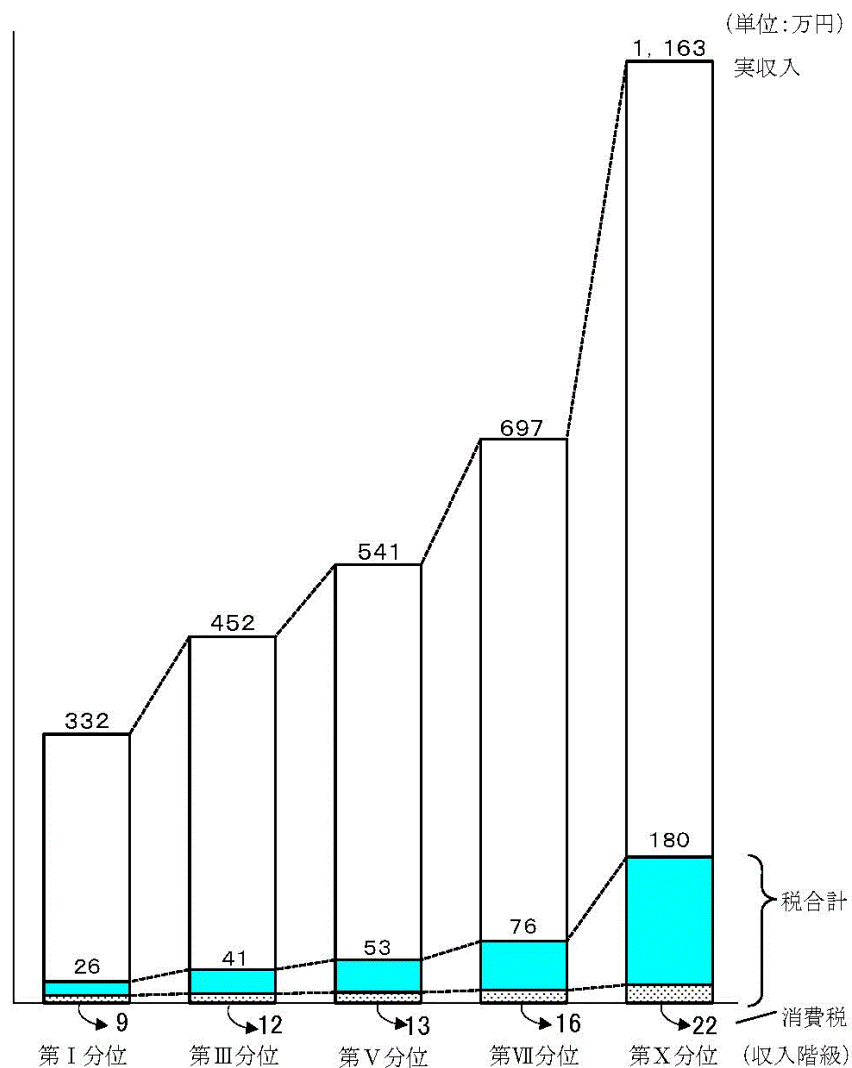
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
消費課税	5.3	4.4	10.9	10.4	11.0	12.4
内 付加価値税等	2.8	2.0	6.8	7.0	7.1	9.1

注1 財務省ホームページより抜粋。

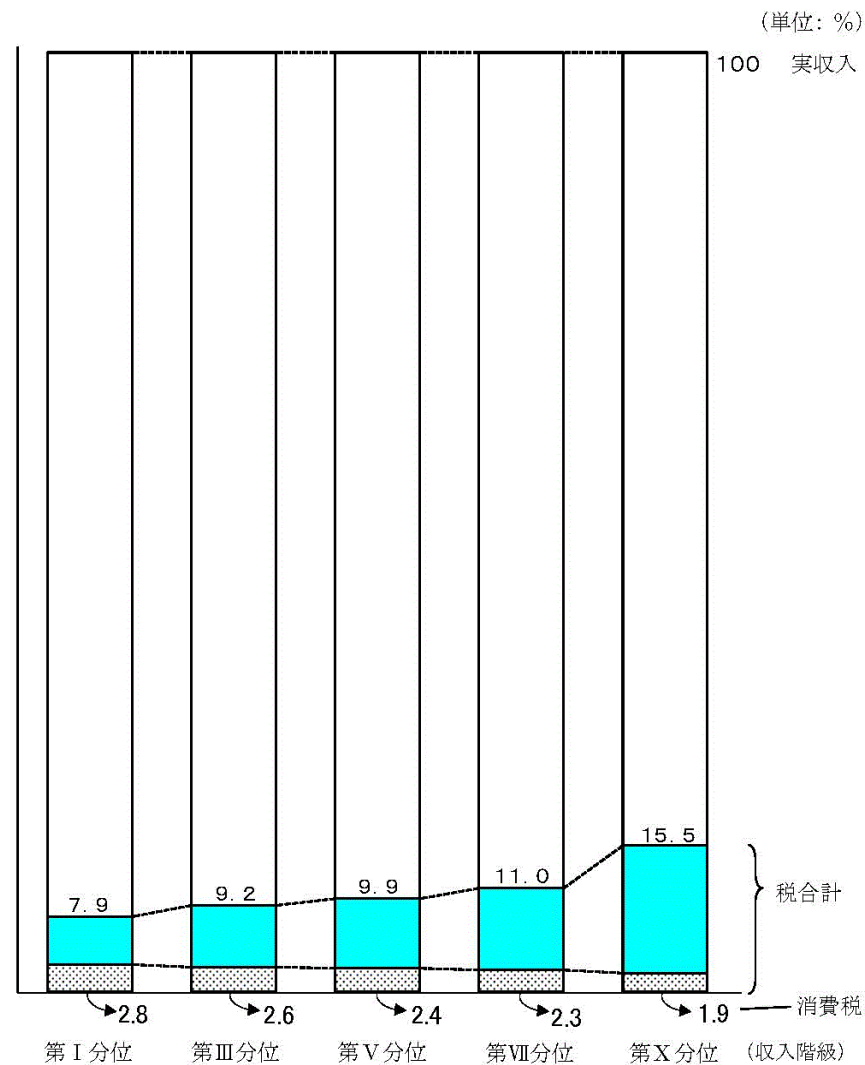
注2 日本は平成25年度（2013年度）実績。諸外国はOECD“Revenue Statistics 1965-2014”及び同“National Accounts”による。

収入階級別の実収入に対する税負担の推計（平成25年）

○収入階級別の実収入と税負担額(1年当たり)



○収入階級別の実収入に占める税負担割合



注1 財務省ホームページより抜粋。

2 総務省統計局「家計調査（勤労者世帯）」（平成25年）の調査票情報を独自集計したものをもとに推計。

3 税負担は当時の税制に基づくものであり、消費税率は5%。

諸外国の逆進性対策①（イギリス）

付加価値税導入年	1973
標準税率	20%
非課税品目	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等
軽減税率、ゼロ税率	
導入年	1995
適用品目	・5%…家庭用燃料及び電力等 ・0%…食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等
給付付き税額控除	
導入年	1999
概要	<p>・①低所得者への就労インセンティブ付与を目的とした就労税額控除、②児童を有する低所得世帯の負担軽減を目的とした児童税額控除が存在（いずれも給付のみ）。</p> <p>・就労税額控除については、週16時間以上の就労等が要件。児童税額控除は16歳未満の子を有すること等が要件。</p> <p>・いずれも、金融所得・求職者手当を含む夫婦合算の総所得が一定額を超えると受益額が逓減。</p> <p>・このほか、失業者については所得等に応じた求職者手当、障害者等の就労困難者については所得等に応じた所得補助といった制度が存在。</p> <p>※上記措置等の混在による高い行政コスト、給付額の増大等の問題を解決するため、当該措置を「統合給付」に一本化する法律が2012年3月に成立するとともに、その執行機関を2017年末にかけて雇用年金省に一本化することが予定されている。</p>
	<p style="text-align: center;">夫婦子2人の給与所得世帯の場合のモデルケース</p> <p>(注1)上記グラフにおいては、勤労所得のみを有すると仮定。 (注2)就労時間が週30時間に至るまでは最低時給賃金(6.08ポンド)で就労したと仮定。 (注3)求職者手当は、就労時間が週16時間未満等の要件の下に支給される失業給付で、所得金額及び総資産額に応じて逓減。 (備考)邦貨換算レート:1ポンド=123円(裁定外国為替相場:平成23年(2011年)11月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。</p>

注1 財務省ホームページ等より抜粋し作成。

2 「概要」は、政府税制調査会第13回専門家委員会(平成24年5月28日)資料より抜粋(2012年1月現在、未定稿)。

諸外国の逆進性対策②（カナダ）

付加価値税導入年	1991
標準税率	5%
非課税品目	中古住宅、ヘルスケアや歯科治療サービスの大部分、託児サービスの一部、教育サービス、金融サービス
軽減税率、ゼロ税率	
導入年	1991
適用品目	・0%…基本的な食材(牛乳、パン、野菜など)、農産品(穀物、原毛)、処方箋薬、医療機器(補聴器、人口歯)
給付付き税額控除	
導入年	1991
概要	<p>・①児童を有する世帯の負担軽減を目的とした児童手当、②付加価値税負担の軽減を目的としたGSTクレジット、③就労インセンティブ付与を目的とした勤労所得手当が存在(勤労所得手当は、税額控除を行い、控除しきれない分を給付。それ以外は給付のみ)。</p> <p>・いずれも、金融所得・失業手当・公的扶助を含む世帯合算の総所得が一定額を超えると受益額が逓減。</p> <p>・このほか、州レベルの生活保護制度(例えばオンタリオ州では、低所得者(就労活動が要件)や障害者に対する制度が存在)、連邦レベルの失業保険給付といった制度が存在。</p>
	<p style="text-align: center;">夫婦子2人の給与所得世帯の場合のモデルケース</p> <p>(注) 上記グラフにおいては、勤労所得のみ有すると仮定。 (備考) 邦貨換算レート: 1カナダドル(CAD)=76円(裁定外国為替相場:平成23年(2011年)11月中の実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。</p>

注1 財務省ホームページ、日本貿易振興機構ホームページ等より抜粋し作成。

2 「概要」は、政府税制調査会第13回専門家委員会(平成24年5月28日)資料より抜粋(2012年1月現在、未定稿)。

諸外国の逆進性対策③（ニュージーランド）

付加価値税導入年	1986
標準税率	15%
非課税品目	非営利団体が寄付を受けた物品・サービスの販売、金融サービス（ゼロ税率対象品目除く）、住居の賃料、ヘッドリースによる住居設備の供給、高純度金属、罰金の利子
軽減税率、ゼロ税率	
導入年	2005
適用品目	・0%…輸出品・サービス、一定の金融サービス、土地取引、他国との間の製品・人の輸送、インターネット販売等
給付付き税額控除	
導入年	2004
概要	<p>・ニュージーランドの家族税額控除は、18歳以下の子供がいる世帯の日々の生計費を補助することを目的とした給付制度であり、家族税額控除部分、勤労税額控除部分、最低保証税額控除部分がある。</p> <p>・家族税額控除部分は勤労時間の制限なく、また、勤労税額控除部分は一定時間以上の勤労（例えば夫婦で30時間）をする世帯に、子供の数に応じて給付される。最低保証税額控除部分は、一定時間以上の勤労（例えば、夫婦で30時間）をする世帯の税引後世帯所得（21,216ニュージーランド・ドル（134万円））を保障するために給付される。</p> <p>・全ての税額控除部分について、世帯収入に応じた給付の減額措置がある（例えば、下記の夫婦子2人のモデルケースの場合、年間世帯所得が90,500ニュージーランド・ドル（572万円）超の場合、合計支給額はゼロとなる）。</p> <div style="text-align: center;"> <p>夫婦子2人の給与所得世帯の場合のモデルケース</p> <p>（注）子どものうち第一子が16歳未満、第二子が13歳未満であることを想定している。また、最低保証税額控除部分及び勤労税額控除部分については、30時間/週以上の勤労等が適用要件とされている。したがって、実際の支給額は賃金水準・労働時間等によって変動するが、上記においては、最低時給賃金（12.75ニュージーランド・ドル）の場合を計算している。</p> <p>（備考）邦貨換算レート：1ニュージーランド・ドル＝63.22円（裁定外国為替相場：平成22年（2010年）10月中における実勢相場の平均値より算出）。</p> </div>

注1 財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」（平成23年第1号）等より抜粋し作成。

注2 「概要」は、内閣官房「社会保障改革に関する集中検討会議（第9回）」資料（平成23年5月30日）より抜粋（2011年1月現在）。